

○奈良県循環型社会推進協議会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第六十一号

奈良県循環型社会推進協議会規則をここに公布する。

奈良県循環型社会推進協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）

第二条の規定に基づき、奈良県循環型社会推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 循環型社会の構築に関する団体が推薦する者
- 二 県民からの応募者のうち知事が必要と認める者
- 三 学識経験を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 推進協議会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 推進協議会の会議は、委員長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 推進協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 推進協議会の庶務は、環境森林部廃棄物対策課において処理する。

(平二七規則二・平三一規則三一・令二規則四〇・令六規則三五・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十五年六月三十日までとする。

附 則 (平成二七年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年規則第三一号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年規則第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第三五号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。